

賃金のこと

○ 賃金を支払う方法

労働者が働いて受け取るお金が賃金です。

働く人が賃金を確実にもらうことができるように、労働基準法という法律が

次に書いている原則を決めていきます。

賃金は①通貨で払う、②働いている人に直接払う、

賃金の③全部の額（全額＝ぜんがく）を、

④毎月1回以上、⑤決めた日に払う、

ことになっています。

○ 最低賃金

最低賃金法という法律が一番少ない賃金の金額を決めていきます。

労働者をやとう人（使用者といます）は、最低賃金以上の賃金を、労働者に

払う必要ががあります。もし、賃金が、最低賃金より少ない場合は、足りない分を払う

必要ががあります。

最低賃金より少ない賃金しか払わなかったら、法律で罰を受けることもあります。

最低賃金は、住んでいる地域によって違います。金額は毎年新しく決められています。

最低賃金は、パートタイマーやアルバイトの場合も同じです。

○ 使用者が 賃金を 払わない とき

すぐに 労働基準監督署や、労働に ついての 相談を 受け付ける ところに 相談
してください。

おも れんらくさき
(主な 連絡先)

ひょうごろうどうきよく かんとか
・兵庫労働局 監督課

がいこくじんこようきーびすせんたー たいおうげんご ちゅうごくご
外国人雇用サービスセンター (対応言語：中国語) 0570-001-702

ひめじろうどうきじゅんかんとかくしよ がいこくじんろうどうしゃそうだんこーなー たいおうげんご べとなむご
・姫路労働基準監督署 外国人労働者相談コーナー(対応言語：ベトナム語)079-224-8181

くわ こうせいろうどうしょうほーむぺーじ しら たげんごたいおう
詳しいことは 厚生労働省ホームページから 調べてください (多言語対応)。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

にしのみやろうどうきじゅんかんとかくしよ
・西宮労働基準監督署 0798-26-3733

※ 詳しいことは、労働基準監督署や 相談を 受け付けるところに 日本語がわかる人と

いっしょ き
一緒に聞いてください。